

14 十八歳未満の子女の分布……人、一〇

3 混血に關する文獻目錄(歐文の部)……前掲

2 南方共榮圈に於ける文化厚生施設略説  
(第一輯)……大、七

16 昭和十三年及昭和十四年各年男子出生率に關する對策としての死亡率改善に就いて……人、二

1 東亞共榮圈内主要民族略説、其の一、國土計四  
盤資料

1 我が國人口問題概要

15 昭和五年以降男女年齢別主要死因別死亡率に關する調査……人口、二

2 東亞共榮圈内主要民族略説、其ノ二、「インドネシア、オーストラリアの民族」  
(暫定稿)

2 内地在住朝鮮人出産力調査概要……大、一四

14 數の減と其の對策としての死亡率改善に就いて……人、二

3 民族博物館設置に關する資料(第一輯、アジアの諸民族)……前掲

3 「特に人口問題に關聯する人類學及優生學博物館の計畫とその目的」——ローマ國際人口會議ウイルヘルム・ダブリュー・ク

14 大東亞建設のための大和民族の人口配置に於て留意すべき諸點(一)衣食住の問題)……大、三五

4 滿洲國苦力に關する調査概要……大、一五

4 俘虜の取扱に關する資料……大、五〇

14 在滿邦人の職業別構成……大、一九

5 マレー種族の資質及特性に關する資料……大、一一

5 支那民族史略説(暫定稿)……大、二二

14 內地外に於ける内地人人口の増殖力に關する調査、其の一、明治三十二年以降……大正十三年に至る在内地内外地人人口の普通動態率……大、三九

6 華僑の概要……大、一〇

6 ラウス報告)……大、三一

14 同、其の二、主要地域別在内地外内地人の人口動態比較……大、四五

7 波蘭、ルーマニア、ラテン・アメリカ諸國、日本及支那並に其の他の諸方策、附錄「ナチス獨逸の諸方策」……大、三八

7 月二十五日付官報を以て左の如く公布せられた。

14 邦人海外發展史略說(暫定稿)……大、二六

8 大東亞建設審議會官制中改正の件公布(昭和十七年五月二十三日勅令第五百三十四號)

8 大東亞建設審議會官制中左ノ通改正ス

14 第三分冊……大、四二

9 第二條中「委員四十人以内」ヲ「委員五十人以内」ニ改ム

9 第四分冊……大、四三

10 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

14 第四分冊……大、四四

10 附 則

14 第一分冊……大、二九

11 南方統治派遣要員の鍛成機關設置に關する閣議の決定

11 見たる(暫定稿)……大、二六

14 混血問題概説(第一輯)……大、九

12 遺傳學説摘要—混血現象を中心として(暫定稿)……大、一八

12 南方統治の爲に派遣せらるゝ要員の養成機關として

内閣直屬の訓練所を設置するの件については企畫院を中心にして立案中であったが、昭和十七年六月二十七日閣議に於いて正式決定を見、左の如く發表せられた。

### 大東亞地域に配置すべき者の鍛成

機關整備に關する件

(情報局發表)

南方諸地域の占領に伴ひこれが統治に必要なる人員を今後相當多數現地に派遣するの要あり、これ等派遣者に對しては豫め國家使命を達成するに必要なる人格鍛成並に南方の特殊環境に適應すべき各般の豫備的修鍛を加へ、計畫的に配賦すべき必要大なりと認め、今日の閣議において政府は内閣に鍛成機關を特設すると共に大東亞各地域關係並に民間の各種鍛成機關の調整連絡を圖る方途を決定した。

内閣鍛成機關の構成は三部に分ちてそれべく官吏並に民間會社關係者、大學、専門學校新規卒業者及び中等學校新規卒業者を收容する豫定であると共に、從來政府監督下にあつた特定の鍛成機關はこれを本機關に吸收整備する方針である。

なほ一般渡航者及び農業關係者の鍛成機關はそれぞれ關係省所管の下に既存のものを利用し或は必要なる民間鍛成機構を整備し目的の達成を圖らんとするものである。

南方建設に挺身すべき人員の派遣については雑多な住民の間に伍してこれを指導し、瘴癪炎熱の自然を相手にするのであるから指導國民として高邁なる心構へと南方特殊事情に對する十分の認識を要することは勿論でこれが爲めの訓練を必要とするが、戰前オランダ

等もこの點に關しては相當の施設を有し、熱帶衛生、熱帶土木等をはじめ宗教、民俗等まで特殊の教育訓練を行つてゐた。大東亞戰爭以來南方建設の義務たるに鑑みてかゝる訓練機關については官民ともに考慮し各種の企畫がなされてゐたが政府は國策的見地から同問題を重視し今回の決定となつたものである。なほ同訓練所の名稱については興南鍛成所等が考慮されており既存のこの種機關として拓南塾及び大鵬寮が同所に吸収され相當な規模のものとなる模様である。

### 昭和十七年度國民動員實施計畫の決定

大東亞戰下の昭和十七年度國民動員實施計畫について政府は企畫院を中心にその成案を急いでゐたが、昭和十七年五月二十六日閣議において正式決定を見、同日企畫院總裁談を以て次の如く發表せられた。

昭和十七年度國民動員實施計畫に就て

(昭和十七年五月二十六日)  
(企畫院總裁談)

昭和十七年度國民動員實施計畫に就ては大東亞戰爭勃發の新段階に即應し戰爭遂行力の急速なる增强を目途とし將來に亘る國民職業の再編成を考慮し昭和十七年度の物資動員計畫及生產擴充計畫等と照應して總動員計畫の一環とし之を立案し本日の閣議に於て之が決定を見るに至つた次第である。

我が國の勞務事情を概觀するに支那事變以來其需給に於て軍需、生產擴充計畫、產業等の勞務の充足と民生生活の確保安定を圖る爲主要食糧其他生活必需物資の生產確保に必要な要員充足に努めたること

一、軍需の充足並に輸送の確保に重點を置き且戰時國民生活の確保安定を圖る爲主要食糧其他生活必需物資の生產確保に必要な要員充足に努めたること

二、從つて軍需、生產擴充計畫、產業等の勞務の充足と農業勞務の確保との調節に付て特別なる考慮を拂ひたること

三、供給源の現狀に鑑み努めて需要を壓縮し生產能率の増進を期したこと

四、勞務配置の重點化を徹底することとし之が爲各種重要產業中より重要工場事業場を選定し之等に付具の工夫を必要とするに至つたのである。

仍つて政府に於ては既に昨年度より勞務動員の強化を圖り之が實施の爲國民登録制の劃期的擴充、國民徵用令の改正を爲すの外勞務調整令、國民勤勞報國協力令及重要事業場勞務管理令を制定實施する等各般の施策を講じて來たのである。然るに大東亞戰爭の進展に伴ひ今や廣大なる地域に亘る作戰及建設の歴史的大事業を完遂せんが爲には之が要員は多々益、解することとなり其數の上でも將又能率の上にも國民總力發揮の要は極めて緊切なるものがある。